

「静岡県保健医療計画」における疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関第6章に記載した、6疾病6事業及び在宅医療ごとの医療連携体制において、各病期の医療機能を担う医療機関名は一覧表のとおりです。

なお、一覧表における共通の留意事項は次に記載したとおりです。また、個々の留意事項は各所に記載してあります。

最新の情報は静岡県のホームページで御覧になれます。

- 2次保健医療圏等の地域ごとに、所在する医療機関の名称を記載しました。
- 患者が必要となった際に、「どのような医療」を「どの(どのような)医療機関」で受けることができるのかを情報提供するものであり、受療行動を制限するものではありません。
- また、記載した医療機関が「いつでも」診療等を応需することを保証するものではなく、ベッドの空き状況、診療時間等の制約があります。
- 医療機関の所在地や診療内容に関する情報は、『医療ネット
(愛称「ナビィ」)』で御覧になれます。
(<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=22>)
- 記載区分は、「指定等」と「調査」があり、「指定等」については、各一覧表にその内容を記載しました。また、「調査」については、一覧表に記載した対象となる医療機関に対し、県健康福祉部が実施した調査結果に基づくものです。各2次保健医療圏等を構成する市町一覧表は別に掲載したとおりです。